

行動計画【次世代育成支援対策推進法】

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月1日から2025年3月31日まで

2. 内 容

目標1： 育児に係る諸制度の周知と情報提供を行う。
(男性の子育て目的の休暇取得の促進も含む)

<対策>

| | |
|------------|---------------|
| 2020年4月～ | 諸制度の情報収集、整理 |
| 2021年1月～3月 | S D委員会附議 |
| 2021年4月～ | S D研修実施(教員含む) |

目標2： 育児短時間勤務制度の対象となる子の年齢を3歳未満から延長する。

<対策>

| | |
|------------------|-------------------------------------|
| 2020年4月～2021年 3月 | 現状把握 |
| 2021年4月～2022年 3月 | 「育児・介護休業等に関する規定」見直し検討 |
| 2022年4月～2023年 3月 | 「育児・介護休業等に関する規定」改定 就業規則説明会等による周知 |
| 2023年4月～ | 「育児・介護休業に関する規定」施行 S D研修等による周知徹底 |

以 上